

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が本年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示しします。



（金融機関の役割）

- 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません**。

（検査・監督の対応）

- **金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わりません。**
 - ⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。**
- 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません。**
(貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です)
- 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

（借り手の課題解決）

- 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
 - ⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

（営業現場への周知徹底）

- 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。
- 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。

円滑化法期限到来後の方策

I. 金融機関による中小企業に対する円滑な資金供給の確保

<貸付条件の変更等、他の金融機関との連携>

- 「検査マニュアル」及び「監督指針」に、以下の事項を明記し、検査・監督で徹底
 - 貸付条件の変更等、円滑な資金供給に努めること
 - 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること

<実施状況の開示・当局による公表>

- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請
- 当局による実施状況の取りまとめ・公表

<検査・監督による対応>

- 円滑化遂行の態勢の状況を検査で検証
- 金融機関による積極的な取組みを遡憑(定期的なヒアリング等によりチェック)

II. 中小企業に対する一層の経営支援に向けた取組み

- 事業再生支援や新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を図るため、地域経済活性化支援機構(仮称)を設立〔法律改正〕
- 金融機関、信用保証協会、商工会・商工会議所、税理士等の専門家、地方公共団体等が全国各地でネットワークを構築し、個々の中小企業を支援
- 金融機関の支援の手が及びにくい小規模事業者を中心に多数の中小企業に対して、認定支援機関(税理士、中小企業診断士等)等による計画策定支援等の経営支援を実施するとともに、経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施
- 金融機関が中小企業の経営支援に関する取組み状況等を定期的に公表

III. 相談窓口の設置

- 財務局に「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)を設置し、当局や金融機関の対応を周知、個々の中小企業の個別の苦情相談にも対応
(⇒寄せられた苦情相談は金融検査・監督に活用)